

議案第 12 号

令和 2 年度
香春町生活排水処理事業特別会計補正予算

令和2年度香春町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度香春町の生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年2月15日提出

福岡県香春町長 筒井 澄雄

第 1 表 歳入予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 町債		29,200	0	29,200
	1 町債	29,200	0	29,200
歳 入 合 計		236,248	0	236,248

第 2 表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活排水処理施設整備事業費に充当のため (下水道事業債)	千円 14,600	証書借入	4.0%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、その見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 17,400	証書借入	4.0%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、その見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歲 入 予 算
事 項 別 明 細 書

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書
 歳 入

款	補正前の額
1 分担金及び負担金	3,188
2 使用料及び手数料	145,976
4 県支出金	2,793
5 諸収入	3
6 繰入金	55,087
7 繰越金	1
8 町債	29,200
歳 入 合 計	236,248

(単位：千円)

補正額	計
0	3,188
0	145,976
0	2,793
0	3
0	55,087
0	1
0	29,200
0	236,248

歳 入

款 8 町債

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
8 町債		29,200	0	29,200
1 町債		29,200	0	29,200
1 下水道事業債		14,600	2,800	17,400
2 過疎対策事業債		14,600	△2,800	11,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 下水道事業債	2,800	下水道事業債	2,800
1 過疎対策事業債	△2,800	過疎対策事業債	△2,800

